別　記

秘密保持取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、甲の営業上の機密、取引先の機密その他甲における業務遂行に関し知り得た事項を他に漏洩してはならず、乙は業務上知り得た内容に関して、一切の守秘義務を負うものとする。

第２　秘密情報の定義

本件秘密情報とは、文書、口頭、電子的データ又は物品によるもの等を問わず、本件業務等に関連して甲により乙に対し開示された又は将来開示される一切の情報及び乙が本件業務遂行のために第三者から取得する情報をいう。

第３　秘密情報の保持

　乙は、秘密情報について厳に秘密を保持し、甲の書面による承諾なしに第三者（乙又は乙の関連会社の役員又は従業員を含む。）に一切開示又は漏洩してはならず、また、本件業務の実施以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

２ 前項の義務は、(1) 甲より開示されるまでに既に乙が本件秘密情報を保有していたとき、(2) 本件秘密情報が甲より開示されるまでに既に公知であったとき、(3) 乙が甲より本件秘密情報の開示を受けた後、乙の責めによらずに公知となったとき、又は(4) 乙が法令により本件秘密情報を開示する義務を負うとき、又は法律上権限ある官公署により当該情報の開示を命じられたときには、適用がないものとする。

第４　教育

乙は、派遣従業員その他の乙の従業員に対し、本契約に定める事項を十分に説明するとともに、秘密保持義務を遵守するよう教育・周知の対策を講じなければならない。

第５　事故発生時における報告

乙は､秘密情報の漏洩等の事故が生じた場合、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に対しこれを報告し、甲の指示を受けるものとする。

第６　資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した秘密情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第７　秘密保持の存続期間

本契約に定める義務は、本契約の期間の満了後またはその他の事由により終了した後も存続するものとする。